

交通事故統計の用語説明

● 交通事故とは

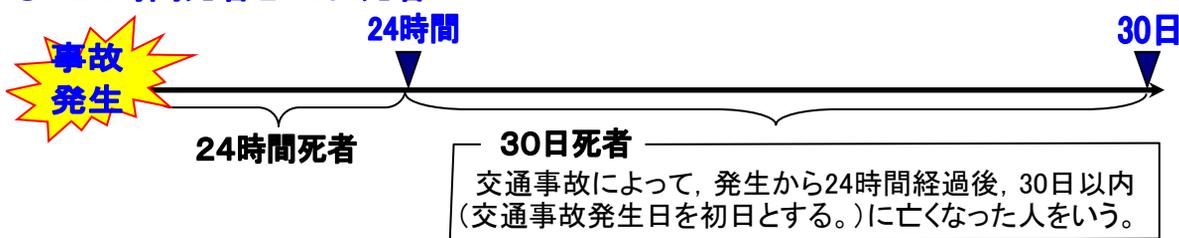
道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路上において、車両、路面電車及び列車の交通によって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴う事故をいう。

● 死傷の程度

死者	24時間以内に死亡した人をいう。30日死者と区別して「24時間死者」ともいう。	
負傷者	重傷者	1箇月(30日)以上の治療を要する人をいう。
	軽傷者	1箇月(30日)未満の治療を要する人をいう。

負傷者 = 重傷者 + 軽傷者

● 24時間死者と30日死者



24時間死者 + 30日死者 = 30日以内死者

● 早朝・昼・薄暮・夜 季節によって時間帯が異なります



● 子ども・若年者・高齢者

<p>子ども</p> <p>中学生以下の人。</p>	<p>若年者</p> <p>16歳以上 25歳未満の人。</p>	<p>高齢者</p> <p>65歳以上の人。</p>
----------------------------	--------------------------------------	----------------------------

● 歩行中・自転車・二輪車

<p>歩行中</p> <p>道路を歩いている人及び走っている人をいい、道路作業中、路上遊戯中、道路にたずんでいる人などを含む。</p>	<p>自転車</p> <p>アシスト(駆動補助機付)自転車を含む。</p>	<p>二輪車</p> <p>自動二輪車及び原付をいう。</p>
---	---------------------------------------	---------------------------------



● **第1当事者**

交通事故は、事故に関与した車両等(列車を含む。)の運転者又は歩行者の内、主たる原因者を「第1当事者」という。単独事故の場合は、常に車両等の運転者を「第1当事者」とする。

(例) 四輪の信号無視が原因で起きた事故の場合

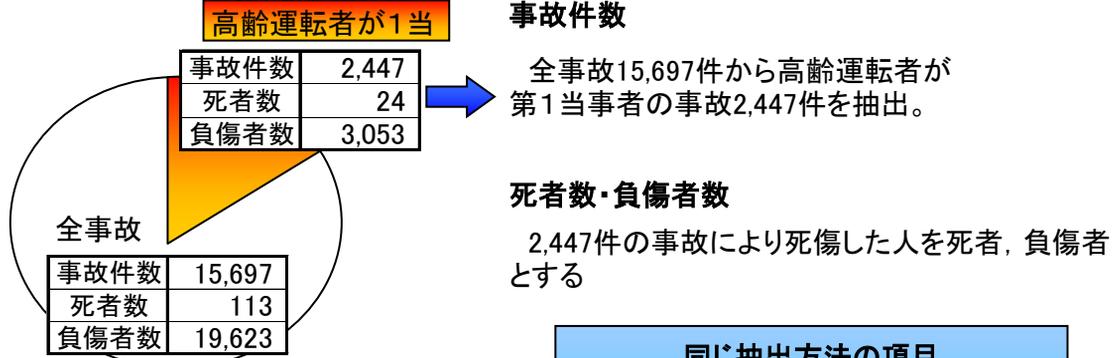


※ 双方に同程度の原因がある場合は、人身損傷程度(死亡・重傷・軽傷)が軽い者を「第1当事者」とする。

● **各項目のデータ抽出方法**

① **〇〇が第1当事者の事故**

(例) 高齢運転者が1当の事故



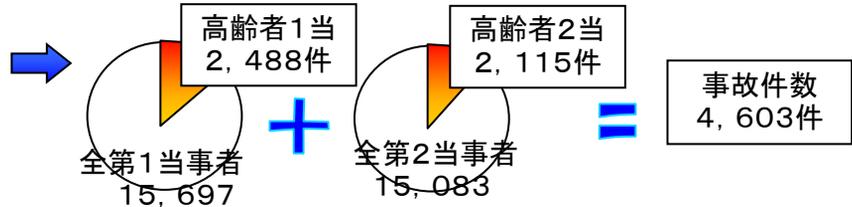
同じ抽出方法の項目
若年運転者・飲酒

② **〇〇が関係した事故**

(例) 高齢者が関係した事故
事故件数

	第1当	第2当
19以下	665	1,647
20-64歳	12,379	11,313
高齢者	2,488	2,115
不明	165	8
合計	15,697	15,083

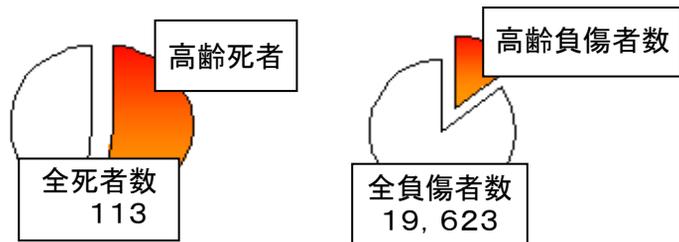
事故の第1当事者・第2当事者となった高齢者の合計を件数とする。



死者数・負傷者数

	死者数	負傷者数
19以下	7	2,701
20-64歳	48	14,015
高齢者	58	2,907
合計	113	19,623

全ての死者・負傷者の中から高齢者を抽出し、①の第1当事者による死者・負傷者と区別して「本人の被害」という。



同じ抽出方法の項目
高齢者・子ども・高校生
歩行者・自転車・二輪車

①②を具体例に当てはめると次のとおり。



この事故で4名が負傷。

第1当事者	第2当事者	同乗者	同乗者	同乗者
高齢者 負傷	高齢者 負傷	高齢者 負傷なし	20代 負傷	子ども 負傷
① 高齢運転者が1当の事故		事故件数	1件	
		負傷者	4名	
② 高齢者が関係した事故		事故件数	2件	
		負傷者	2名	